

議案第 3 号

長与町行政不服審査会条例

上記議案を提出します。

平成 2 8 年 3 月 2 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の施行に伴い、行政不服審査会を設置する必要性が生じたため、条例を制定するもの。

長与町行政不服審査会条例

(設置及び所掌事務)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）並びに長与町情報公開条例（平成13年条例第17号。以下「情報公開条例」という。）及び長与町個人情報保護条例（平成17年条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関として、長与町行政不服審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、前項に規定するもののほか、情報公開条例及び個人情報保護条例の運用に関する事項について調査審議するとともに、情報公開制度及び個人情報保護制度のあり方について実施機関（情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に建議することができる。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 町長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(情報公開条例及び個人情報保護条例の規定による諮問に係る調査権限)

第6条 審査会は、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定による諮問を受けた場合において、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、公文書又は個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、

何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(審査手続の非公開)

第7条 審査会の審査の手続は、公開しない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第9条 第4条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(長与町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の廃止)
- 2 長与町情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成17年条例第7号)は、廃止する。
(長与町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行前にこの条例による廃止前の長与町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の規定により長与町情報公開・個人情報保護審査会の委員であった者に係る守秘義務については、なお従前の例による。
(罰則の適用に関する経過措置)
- 4 この条例の施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。